

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 会員規程

(目的)

- 第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）が定款に定める会員の権利と義務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程は以下の法令並びに本協会の定款及び倫理綱領に基づき定めるものとする。
- (1) 老人福祉法令
 - (2) 介護保険法令
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法令（以下「高齢者住まい法令」という。）
 - (4) 不当景品類及び不当表示防止法
 - (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
 - (6) 個人情報保護に関する法律
 - (7) 消費者契約法
 - (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 - (9) その他関係法令
- 3 本規程において、会員とは、定款第7条で定める正会員、開設前会員、準会員並びに賛同会員をいう。
- 4 本規程において、会員の役員とは、当該会員の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会員に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものとする。
- 5 本規程において、定款、倫理綱領、本規程及び処分規程を総称して「定款等」という。
- 6 本規程において、第2項各号の法令を総称して「関係諸法令」という。

(会員の義務)

- 第2条 会員は、関係諸法令及び定款等を遵守するほか、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 本協会が必要に応じて実施する調査等への協力
 - (2) 老人福祉法令、介護保険法令、又は高齢者住まい法令に定める、地方公共団体に対する変更事項の届出内容の、本協会への届出。ただし本号は賛同会員には適用しない。
 - (3) 法令違反等による処分や、事故等が発生した場合の、本協会への報告
- 2 前項に加え、正会員又は開設前会員は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 事業の公正かつ適正な運営、入居者との契約の誠実な履行、及び事業の質の向上を図るなどの、入居者保護と入居者の権利擁護
 - (2) 毎年の財務諸表及び本協会の定める出資構成・組織表の本協会への提出
 - (3) 入居契約書類、重要事項説明書及びそれらの添付書類の本協会への提出
 - (4) 広告表示等における会員名表示への本協会会員である旨の付記
 - (5) 老人福祉法第31条の2第1項の規定に基づく本協会の指導勧告等に応じること、及び同条第3項の規定に基づき本協会から同条第2項の規定に基づく資料提出又は説明を求められた場合への対応
- 3 正会員及び開設前会員になろうとするものは、入会にあたって、定款等を遵守することを誓約するものとする。
- 4 入居者生活保証制度に加入した会員は、入居者生活保証制度業務方法書、入居者生活保証制度加入審査等規程及び関連する規定を遵守するものとする。

(正会員及び開設前会員の権利)

第3条 正会員は、定款第15条の規定に従い、総会に出席して意見を表明し、総会の決議に参加できるほか、定款第40条の規定に基づく委員会等に委員として参加することができる。

2 開設前会員は、前項の総会において決議に参加することはできない。ただし、傍聴することができる。なお、委員会に委員として参加することはできない。

3 正会員及び開設前会員は、本協会が運営するホームページの会員事業者ページへのアクセス、又は、本協会登録ホームを対象として、本協会が実施するセミナーへの参加、役職員研修への参加、及び、サービス第三者評価の受審等の便宜を受けることができる。

4 その他、本協会が別に定める事項を利用することができる。

(準会員及び賛同会員の権利)

第4条 準会員及び賛同会員は、総会を傍聴することができる。また、理事会が特に認めた場合に限り、委員会に委員として参加することができる。

2 準会員は、本協会が運営するホームページの会員事業者ページへのアクセス、本協会が実施する役職員研修への参加、等の便宜を受けることができる。

3 賛同会員は、本協会が実施する役職員研修への参加、賛同会員以外の法人会員名簿の利用等の便宜を受けることができる。

4 その他、本協会が別に定める事項を利用することができる。

(会員の不適格事項)

第5条 会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は会員の不適格事項とする。

(1) 会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

(2) 会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

(3) 会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者であるとき

(4) 会員が、介護保険法の居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたことが判明したとき

(5) 会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき

(6) 前各号によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき

(会員の処分)

第6条 会員に対する処分は処分規程により行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 本規程の改正は、平成25年4月18日から施行する。
- 3 本規程の改正は、平成27年3月19日から施行する。
- 4 本規程の改正は、平成29年2月16日から施行する。